

輪島市監査公表第30号

平成25年10月16日付発監査第116号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年11月13日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 放 第 2 7 号

平成25年10月25日

輪島市代表監査委員

湊 良 作 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 放送課

監査執行年月日 平成25年10月4日

監査の結果	措置の内容	措置状況
ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納額について滞納額削減に向け、今後も、計画的に職員一丸となり取り組まれない。	督促状及び催告書による書面での督促と合わせて、今後も継続的に自宅等への訪問や電話催告での徴収対策を実施し、滞納額削減に努めたい。	措置済